

L E D照明器具等特記仕様書

L E D照明器具等（以下「照明器具」という。）は次の各条件を満たす製品であること。

なお、要求事項については、要求内容を満足することを数値、図面等により示すこと。その際、使用言語は日本語とする。

1 適用範囲

本仕様書における照明器具は、L E D専用に設計された器具であり、従来の蛍光灯器具に直管形L E D照明を取り付けたものは適用外とする。

2 適用規格

本仕様書において特に規定がないものは、次の規格に準拠等するものとする。

(1) 準拠規格

- ア JIS C 8105-1「照明器具―第1部 安全性要求事項通則」
- イ JIS C 8154「一般照明L E Dモジュール―安全仕様」
- ウ JIS C 8155「一般照明用L E Dモジュール―性能要求事項」

(2) 参考規格

- ア JIS C 8152 照明用白色発光ダイオード（L E D）の測光方法
- イ JIS C 8105-3「照明器具―第3部 性能要求事項通則」

3 構造

- (1) 照明器具は本業務の設置場所における使用環境で耐え得る構造であること。
- (2) 照明器具は電気用品安全法（P S E法）の認定を受けP S Eマーク付きのものとすること。
- (3) 照明器具の形状はベースライト（一体型）とする。
- (4) L E D制御装置は照明器具内に内蔵とする。
- (5) (1)から(4)以外の照明器具を選定する場合は、市の承諾を得ること。

4 その他

- (1) 照明器具メーカーは一般社団法人日本照明工業会に入会していること。
- (2) 照明器具メーカーは、照明器具の製造・販売の実績が10年以上であること。